



**「地域未来投資促進法」を活用した
新たな重点促進区域について**

令和6年7月8日

＜問い合わせ先＞

担当：商工課企業振興係 根本

直通電話：0248（88）9142

メール：shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

地域未来投資促進法に基づく「第2期福島県県中地域基本計画」について、令和6年6月21日に国の同意を受けましたので、記事掲載をお願いします。

なお、詳細は須賀川市公式ホームページを参照願います。

1 基本計画名称

「第2期福島県県中地域基本計画」

2 地域未来投資促進法とは

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体や事業者の取り組みを支援するものです。

3 経緯及び概要

本市では分譲可能な産業用地が少ないことから、業務拡張による移転や新規に進出を希望する企業のニーズに応えられない状況にあります。

このような状況を踏まえ、民間事業者の開発を前提に、法規制等に一定の配慮を受けることができる「地域未来投資促進法」を活用し、産業用地の整備を推進するため、滑川地区を新たに重点促進区域として追加しました。